令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　２　－　２

令和８年１０月３０日（金）

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

教育課程企画特別部会（第２２回）における意見発表資料

中核市教育長会　　会長

岡崎市教育委員会　教育長　安藤直哉

中核市教育長会として申し上げます。

１　大いに賛同の方向性

私どもは、今回示されている次期学習指導要領の方向性について、大いに賛同しております。この理由と、期待している点は、大きく３点あります。

２－１　育てたい資質・能力

まずは、育てたい資質・能力です。「主体的・対話的で深い学びのさらなる充実」「多様な子供たちを包摂する学びの実現」について、この実現可能性の確保を基本的な基盤として、教師の専門性、デジタル学習基盤、教育環境整備の三位一体による具現化という方向性は、これからの社会を生きる子供たちに必要な資質・能力を育成するために重要であり、高く評価しております。近い未来は、社会が想像もできないほど飛躍的なスピードで変化する Society 5.0 の時代に入ります。その時代を生き抜くには、他者と協力しながらも、誰かの指示やまねをするのではなく、最後は自分で考え、判断し、それをアウトプットしていかなければならなくなると考えています。次期学習指導要領で培いたい力は、まさにこの力と考えます。

これまでの教育改革では、理念が先行し、学校現場にとって実現の道筋が見えにくい場面もありました。現場はその理念を受け、必死に現場でできることに取り組み、努力をしてまいりました。この点で、今回の提案は、「何を目指すのか」だけでなく、「どのように実現するのか」までしっかりと踏み込んで議論されていることに大きな意義があると受け止めております。

２－２　深い学びの定義

２点目は、深い学びの定義です。現場では、深い学びをよく理解できておらず、全員が到達すべき学びの目標だと誤解をする様子もありました。今回、「個別の『知識及び技能』、個別の『思考力・判断力・表現力等』について、一体的に育成しつつ、それらの統合的な理解や総合的な発揮を促す学びのプロセス」と明示していただけたことは、多様性の包摂という考え方と合致しています。現場は多様性そのものです。同一のラインではなく、学びのプロセスと定義していただいたことで、現場は安心して、個別最適な学びを推進していくことができます。

２－３　情報活用能力の系統的な育成

３点目は、情報活用能力を、小中高の系統性を高めることで、計画的に育成を図っている点です。具体的な中身はまだ明確ではありませんが、小学校で基礎的・基本的なモラルやリテラシーを培い、中学校の情報・技術科において学ぶことが、高等学校の情報科の学びを深めることにつなげられる。これは、近い将来、大きな成果をもたらすことでしょう。我が国の教師は、これまでも学習指導要領の理念を具現化するために創意工夫を積み

重ねてきました。それだけに、学習内容にはぜひ中身が充実した、未来思考の学びを盛り込んでいただくようお願いいたします。

3　さらなる説明と配慮が現場には必要と考える点

一方で、学校現場の立場からは、改革を着実に実現するためにいくつか今後特にご留意いただきたい点もございます。

まず、情報教育の推進についてです。

生成ＡＩをはじめとする急速な技術革新に対応しながら、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として位置付ける方向性には賛成です。しかし、その実現を支える人的基盤については現場として課題があると感じています。

とりわけ、小学校・中学校においては、情報教育を専門的に担うことができる人材が十分とは言えない状況にあります。本市においても、免許教科外担任は避けられているものの、技術科教員の高齢化・人材不足は顕著であり、人材確保に課題を抱えています。今後、情報教育や生成ＡＩ活用の重要性がさらに高まる中で、専門的な知見を有する教員が十分に確保されなければ、学校間や地域間で教育の質に差が生じることも懸念されます。大学における教員養成課程において、小学校免許取得者を含めて、情報教育への手厚い指導を行っていただけるようにお願いいたします。

一方、現職の教員に免許取得を促すとなると、当人のみならず、学校現場にも相当な負担となることが予想され、人手不足の学校現場に一時的にでも拍車をかけることになりえます。さらには、免許状申請の際の費用負担も、教師が二の足を踏む原因となります。まずは、国が実施しているオンライン前提とした受講料が原則不要の免許法認定講習を充実していただけるようお願いします。

また、例えば、中核市には研修権があります。大学との連携の下、中堅教諭等資質向上研修などでの学修成果をこれらの免許取得に活用しやすい仕組みをご検討いただき、情報教育を担う人材の育成や免許取得に係る負担を削減してはいただけないでしょうか。また、地域の教員養成系大学と法定研修の組み合わせにより、専修免許状への上進の際に活用できるようにしてはどうでしょうか。

教員養成段階からの充実、教育委員会や現場に負担をかけない現職研修の強化、さらには外部専門人材の活用なども含め、人的支援の在り方について十分な検討をお願いしたいと考えております。

二点目は、調整授業時数制度の制度設計についてです。

学校が柔軟に教育課程を編成できることは重要ですが、その一方で、制度の運用が学校現場の過度なマネジメント負担につながらないよう留意が必要です。

教育課程編成の自由度が高まれば、その分、計画の立案や進捗管理、説明責任、保護者対応、教育委員会との調整などが複雑になることも考えられます。校長や教務主任を中心に、既に多くの業務を抱える学校現場に対して、更なる負担が生じることのないよう、できる限り分かりやすく実効性のある制度設計をお願いしたいと思います。

例えば、裁量的な時間の研究・研修枠ですが、子供や保護者の理解が得られるような環境整備が必要です。これらにつきまして、国の責任において、リーフレットやホームペー

ジだけではなく、今までの周知方法とは異なるレベルでの行き届く説明を果たしていただければと願います。もう一例挙げますと、現場には、働ける時間が限定されている非常勤講師も多数おり、影響が心配です。授業の曜日や時間帯変更が起きると、それだけで校内での連絡調整、講師の家庭への負担等、課題が発生します。これらの心配が払拭されるような制度の説明を期待しています。

関連して、改訂後の各教科の標準授業時数における時間割編成の複雑化についてです。

今回の改訂で、最低授業週数「３５週以上」という表現から「４０週を標準として」という表現に変更されるだけでは、週当たりコマ数が平準化されるわけではありません。各学校が平準化の具体的なイメージを持ち、取り組むことができるよう、時間割編成に関する工夫例等について一層の周知をしていただきたいと考えています。さらに、情報教育の充実にあたって、各教科の標準授業時数が薄く広く削られることにより時数の端数が生じやすくなります。学期末や学年末で調整することも想定できますが、先ほど述べた非常勤講師の問題や、時間割変更に不安を感じる児童生徒がいることも考えられるため、ICT を活用したカリキュラム管理の効率化や教師や子供に過度な負担が生じない時間割編成の具体事例を周知し、学校現場が円滑に取り組めるようお願いしたいと思います。

さらに、こうした改革を進める上では、学校や教員のカリキュラム・マネジメント能力の向上も欠かせません。

学校によって人的配置や組織体制には差があります。制度改正が進むほど、その成果が学校の力量に左右される側面も大きくなることを心配しています。その結果として、学校間や地域間の格差につながることのないよう、サキドリ研究校の教育課程の柔軟化による成果と課題を踏まえた、全国的な事例の蓄積と可視化による横展開や研修機会の充実等、現場の心配を払しょくする丁寧な説明をお願いします。

もちろん、学校の創意工夫を生かすための柔軟性は期待しており、調整授業時数制度をうまく活用することも必要であると考えています。一方で、全国的な教育水準の維持や学習機会の保障という観点からは、一定の共通基盤も重要です。柔軟性の拡大と教育の質の保障をどのように両立するのかについても、丁寧な説明をお願いします。

4　おわりに

次期学習指導要領の目指す方向性は、子供たちが人生を主体的に切り拓き、多様な他者と協働しながら持続可能な社会を創っていく力を育むために重要な改革であり、中核市教育長会としてもその理念に賛同しております。だからこそ、理念を示すことに加え、それを学校現場で無理なく実現できる制度設計と条件整備を次期学習指導要領のより円滑な実施のために国として取り組んでいただけると考えております。冒頭に申し上げた、「どのように実現するのか」が、この改革の成否を握っているといっても過言ではありません。

「地方は実施主体であります。ぜひ制度の理念と合わせて、実施段階における学校現場の負担や持続可能性にも十分御配慮いただきたいと考えております。」

国と地方が目標を共有しながら、実効性のある教育改革を進めていくことを中核市一同協力していくことをお誓いしつつ、国として、現場が踏み出す一歩への力強い後押しをいただけますようお願いし、意見とさせていただきます。